

新潟市条例第3号

新潟市食育推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第10条）

第2章 施策の基本となる事項（第11条 - 第18条）

第3章 推進体制等（第19条 - 第21条）

附則

私たちが暮らす新潟市は、日本海に面し、広大で美しい田園、信濃川など多くの河川や水鳥が舞う水辺など豊かな自然環境の中に、高次都市機能と拠点性を持つとともに、恵まれた大地で米をはじめ多種多様な食料の生産が行われ、日本有数の農業都市となっている。私たちは、この本市の風土のもとで生産される食料を基本に生活を営み、自然環境との関わりの中で生まれた伝統的な食文化を引き継いできた。

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎である。しかし、近年の急速な経済発展に伴い、食品や物があふれるとともに、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しく時間的、精神的にゆとりのない生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。それに伴い、栄養の偏り、不規則な食事、肥満者や生活習慣病の有病者の増加、過度の^{そご}瘦身志向などに加え、「食」の安全や「食」の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況のもと、市民一人ひとりが「食」の安全、栄養及び食料自給率の問題など「食」に関する様々な知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進により、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むとともに、豊かな食環境と日本型食生活など優れた食文化を受け継ぐことは、とても大切なことである。特に、次世代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、何よりも「食」が大切である。

このため、家庭、学校、保育所、地域、職場などにおいて、「食」に関わるすべての関係者及び団体が相互理解を深めて有機的に連携し、それぞれの立場で食育の推進を図る必要がある。ここに、本市の食育の推進について基本理念を明らかにしてその方向性を示し、市及び市民等の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食育の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことができるよう施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生き生き暮らせる活力ある住みよいまち新潟の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者等 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (3) 保健医療関係者等 保健医療、保育及び介護その他の社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する職務に従事する者並びに保健医療等に関する団体をいう。
- (4) 農林漁業者等 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。
- (5) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

(1) 市民の心身の健康を保持し、及び増進し、並びに豊かな人間性の形成に資するとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念及び理解が深まるよう行われること。

(2) 市及び市民並びに教育関係者等、保健医療関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他食育に関わるもの(以下「関係者等」という。)が、家庭における食育が健全な食習慣を確立する上で重要な役割を担うという認識のもと、家庭、学校、保育所、地域、職場その他の食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所(以下「食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所」という。)を利用して、相互理解を深めて有機的に連携を図りながら行うとともに、市民及び関係者等の自発的意思を尊重して行われること。

(3) 心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、あらゆる世代の中で特に子どもたちに対して、積極的に取り組まれること。

(4) 豊かな自然環境のもとで米その他多種多様な食料が生産され、都市と田園が共存しているという地域の特性を生かし、生産者と消費者が積極的に交流を図ることにより、地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費を目指すよう行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、食に関する知識を深めるとともに、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら健全な食生活を実践するよう努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(教育関係者等及び保健医療関係者等の役割)

第6条 教育関係者等及び保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、食に関わるあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、教育及び保健医療等に関する分野において、積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものを行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農林漁業者等の役割)

第7条 農林漁業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験機会の提供その他の消費者との交流を図ることにより、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動の重要性について市民の理解が深まるよう積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものを行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、安心かつ安全な食品の提供の重要性を認識し、食品に関する幅広い情報の提供、体験機会の提供その他の食品関連事業の活動に関して自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、他のものを行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国及び県との協力)

第9条 市は、国及び県と協力して、食育の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、食育の推進のために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 施策の基本となる事項

(家庭における食育の推進)

第11条 市は、家庭における食育を推進するため、男女共同参画の視点を踏まえ、適切な栄養管理に関する知識の普及、情報の提供等により、市民の健全な食習慣の確立がな

されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(学校，保育所等における食育の推進)

第 1 2 条 市は，学校，保育所等における効果的な食育の推進を図るため，食に関する指導内容及び指導体制の充実，学校給食等の活用等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地域及び職場における食生活改善のための取組の推進)

第 1 3 条 市は，地域及び職場において食生活の改善を促進し，生活習慣病を予防して健康を増進するため，食育の専門的知識を有する者の養成及び活用，保健所，医療機関等による食育の普及及び啓発活動の推進等がなされるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地域の力を生かした食育の推進)

第 1 4 条 市は，高齢者，地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し，又は所在する住民及び自治会，町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。），食生活改善推進委員（市が実施する食生活の改善等の知識及び技術に関する研修等を修了し，地域で食生活の改善等のための活動をする者をいう。），食に関する公益活動を行う団体その他の地域の力を積極的に生かした食育の推進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流)

第 1 5 条 市は，生産者と消費者との交流の促進等により，両者の理解が深まり信頼関係が構築されるよう支援し，自然の恩恵及び食に関わる人々への感謝の念並びに食べ物を大切に作る心が育まれるとともに，地域の活性化並びに環境との調和のとれた食料の生産及び消費が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第 1 6 条 市は，地域で生産された安心かつ安全な農林水産物の地域における積極的な消費及び学校，保育所等における利用の促進が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第17条 市は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の普及啓発等)

第18条 市は、効果的な食育の推進を図るため、情報の収集及び調査研究、市民及び関係者相互の意見及び情報の交換等を行い、あらゆる媒体の有効活用により、食育の普及啓発及び食品の安全性その他の食育に関する情報の発信に努めるものとする。

第3章 推進体制等

(推進計画)

第19条 市長は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、新潟市食育推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する基本方針

(2) 食育の推進に関する目標

(3) 食育の推進に関する施策展開

(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(推進会議)

第20条 市は、食育基本法(平成17年法律第63号)第33条第1項の規定により、新潟市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 推進計画の作成及び実施に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項

3 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の役員又は職員
 - (3) 教育関係者
 - (4) 市民
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 9 推進会議の庶務は、食育・健康づくり推進本部において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(年次報告)

第21条 市は、毎年度、食育の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(新潟市食育推進会議条例の廃止)

2 新潟市食育推進会議条例(平成18年新潟市条例第42号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の新潟市食育推進会議条例第3条第2項の規定により新潟市食育推進会議の委員(以下「旧委員」という。)に

委嘱されている者は、この条例による新潟市食育推進会議の委員（以下「新委員」という。）に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員の任期は、第20条第5項の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。